

丸亀市における医療介護連携支援システム(案)

【連携支援の対象者の例】

- ①要介護状態の在宅サービス利用者
- ②がん終末期の患者
- ③中等度以上の認知症の患者
- ④その他連携支援が必要と考えられる者

【部屋作成のタイミングの例】

- ①退院時
- ②訪問診療導入時
- ③介護サービス利用開始時

